

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正について

1. 趣旨

- 継続事業（事業の期間が予定されない事業）に係る労働保険の概算保険料については、毎年、年度更新時期（現行：4月1日から5月20日まで）にその全額を一度に申告・納付することが原則であるが、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第18条に基づき、一定の事業主（※）に対して、延納（分割納付）することを認めており、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）において、以下のとおり期別納付期限を定めているところである。

第1期（4月～7月分） … 5月20日
第2期（8月～11月分） … 8月31日（事務組合委託分は9月14日）
第3期（12月～3月分） … 11月30日（事務組合委託分は12月14日）

※ ①概算保険料額が40万円以上（労災保険又は雇用保険のいずれか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円以上）の事業の事業主、②事務組合に労働保険事務の処理を委託されている事業の事業主

- 平成19年通常国会において成立した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成19年法律第110号。以下「事業改善法」という。）」により、平成21年度から年度更新時期が6月1日から7月10日までに変更されることに伴い、上記の期別納付期限を見直す必要が生じたもの。

2. 改正内容

- 事業改善法による年度更新時期の変更に伴い、以下のとおり継続事業の期別納付期限を変更することとする。

第1期（4月～7月分） … 7月10日
第2期（8月～11月分） … 10月31日（事務組合委託分は11月14日）
第3期（12月～3月分） … 1月31日（事務組合委託分は2月14日）

※ 有期事業の期別納付期限については、現行において継続事業と同時期としている第2期及び第3期の期別納付期限に限り、変更後の継続事業の期別納付期限に揃えることとする。（現行の有期事業の期別納付期限は、①第1期：保険関係成立日の翌日から20日、②第2期：8月31日、③第3期：11月30日、④第4期：3月31日である。）

3. スケジュール（予定）

公布：平成20年3月中
施行：平成21年4月1日

（参考）

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）
（概算保険料の延納）

第十八条 政府は、厚生労働省令で定めるところにより、事業主の申請に基づき、その者が第十五条、第十六条及び前条の規定により納付すべき労働保険料を延納させることができる。